

1 サル痘の発生状況

7月23日、世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長が、サル痘の世界的な感染拡大が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」である旨認定したことを受けて、外務省では、7月25日、全世界に対してサル痘にかかる感染症危険情報レベル1を発出しました。その後も感染拡大が続き、日本国内においては7月25日に1例目の感染者が報告された後、10月6日までに7例の感染者が報告されています。なお、WHOの11月16日付現況レポートによれば、これまでに110か国・地域から累計で79,411人の感染症例及び50人の死亡例が確認され、アフリカ地域以外での死亡者も報告されています（発生国・地域については、下記のWHO現況レポートをご参照ください。）。なお、世界的には、引き続き新規感染者の減少傾向が報告されておりますが、欧州地域においては2週連続の減少の後に増加傾向が見られています。

なお、10月20日にWHOでサル痘にかかる第3回IHR緊急委員会が開催されましたが、感染状況は世界的に減少傾向にあるものの、一部の国では依然として感染が拡大している状況等を勘案し、PHEICの継続が決定されました。

○11月16日付WHOによる現況レポート（英文）

<https://www.who.int/publications/m/item/multi-country-outbreak-of-monkeypox--external-situation-report--10---16-november-2022>

以上を踏まえ、海外に渡航される方や在留邦人の方々におかれては、感染予防に御留意ください。また、海外からの帰国者は、体調に異常がある場合は、到着した空港等の検疫ブースで検疫官に申し出るとともに、帰国後に症状が認められた場合は、医療機関を受診し、海外渡航歴を教えてください。

2 サル痘について

（1）概要

サル痘はリスなどのげっ歯類が自然宿主として考えられる、ウイルスによって感染する病気です。一般的には発熱や発疹、リンパ節のはれ等の症状が見られますが、多くの場合、2～4週間で自然に治癒します。なお、今回の流行による死亡例の多くはアフリカ地域等の途上国で報告されており、先進国での死亡例は少数です。

（2）感染経路

感染した人や動物の皮膚の病変・体液・血液との接触（性的接触を含む）が中心です（患者と長時間、近距離で対面することでことでの飛まつ感染もあります）。新型コロナウイルス感染症と異なり、人から人への感染は容易には起こりません。

WHOによれば、現在報告されている患者の多くは男性であり、そのほとんどが男性同士の性的接触がある男性です。

（※特定の集団や感染者、感染の疑いのある者等に対する差別や偏見は、人権侵害につながります。）

（３）予防法

サル痘の流行地では以下のような感染予防対策を心がけ、感染が疑われる場合（体の部位に関係なく、発疹や水ぶくれがある、発熱、頭痛などの症状が見られる等）には、直ちに医師の診察を受けてください。

- 症状のある人の飛まつ・体液との接触を避ける。
- 石けんと水、またはアルコールベースの消毒剤を使用した手指衛生を行う。
有症状者が使用した服、寝具、タオル、食器等に触れる際は特に手指衛生を心がける。
- サル痘を保有する可能性のあるげっ歯類等のほ乳類（死体を含む。）との接触を避け、野生の狩猟肉（ブッシュミート）を食べたり扱ったりすることを控える。

（４）治療

対症療法が基本。サル痘の感染が疑われる症状が見られた場合、医療機関にご相談ください。

（参考）

○厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/monkeypox_00001.html

○厚生労働省検疫所

https://www.forth.go.jp/news/20220521_00001.html

○国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/408-monkeypox-intro.html>

3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4919

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>